

入 札 心 得

(総則)

第1条 令和8年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この入札心得によるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札心得（以下総称して「入札心得等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、当該公告において指定した書類を電子調達システムにおいて作成し、入札公告において指定した提出期限までに提出しなければならない。ただし、紙入札による申出をした入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、氏名（法人にあっては法人名。以下「氏名等」という。）、宛名及び入札件名を記載し、入札公告に示した提出期限までに入札しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者が、代理人によって入札する場合は、入札書の提出期限までに電子調達システムで代理人を登録の上、委任状を作成し、当該代理人の承認を得ること。ただし、紙入札による申出をした入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札書の提出期限までに代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、提出期限を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を決めなければならない。

3 入札参加者等は、落札決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ)

第4条 入札参加者等が連合し又は不穏な行動をした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、入札の執行を延期し又は取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札

- (3) 電子証明書を取得していない者のした入札（紙入札による場合は、記名のない入札書による入札）
- (4) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 提出期限に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

（入札方法）

第6条 入札は、電子調達システム（<https://www.geps.go.jp>）により行う。

電子調達システムにより入札を行う場合、入札書等は、電子調達システムに定める手続に従い、提出期限までに提出しなければならない。

なお、電子調達システムによりがたい者は別紙様式第4号により提出期限までに申し出なければならない。紙により入札を行う場合、郵送等により入札に参加する場合は、入札公告に示した提出期限必着とし、封筒等の表面に「令和8年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務入札書在中」と記載し、送付する。また、当該封筒等には、入札参加者の名称を記載する。

なお、第9条の規定に基づき、再度の入札を希望する場合は、初度の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と、再々度入札の入札書在中の封筒には「3回」と記載の上、それぞれ封かんして提出する。

（開札）

第7条 開札には、原則、入札参加者等の立会いは行えないものとし、これに代わって、当該入札事務に関係のない農林水産省農産局の職員を立ち会わせることとする。

（落札者の決定）

第8条 予決令第79条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

（再度入札）

第9条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の応札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目の入札参加者の資格を失うものとする。

2 再度入札に応札することのできる者は、初度入札に応札した者とする。なお、再度入札の結果、落札者がいない場合は、引き続き同様の入札を行う場合がある。

3 必要と認められる回数の入札を実施しても落札者がいない場合又は応札者がいない場合は、入札を終了する。

（同価格の入札）

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を定める。

2 電子調達システムを使用しない入札で落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない農林水産省農産局の職員にくじを引かせて決定する。

(低入札価格調査制度、調査基準価格)

第11条 予決令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格の10分の6を乗じて得た額(調査基準価格)に満たない場合とする。

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(契約書等の締結)

第12条 落札者は、契約書を作成するときは、電子調達システムにおいて農林水産省農産局農産政策部貿易業務課(以下「貿易業務課」という。)が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付さなければならない。

ただし、別紙様式第5号により紙契約による申出をした者又は電子調達システムの不具合等により電子署名を付すことが出来ない場合は、電子調達システムにおいて作成する契約書に代わり、貿易業務課から交付された契約書に記名押印の上、速やかに提出しなければならない。

2 落札者は、貿易業務課から入札金額の内訳書の提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

(異議の申立て)

第13条 入札参加者等は、入札後、入札心得等についての不知、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第14条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

(代理人氏名)

¥

令和8年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務に係る1試料当たりの単価

電子くじ番号	
--------	--

上記金額のとおり、入札公告、入札心得等を承諾の上、入札いたします。

- (注)
- 1 提出年月日は必ず記載すること。
 - 2 入札金額は、契約書及び仕様書に規定する令和8年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務に係る1試料当たりの単価（契約書及び仕様書に規定する試料の着払い送料を除き、仕様書に規定する業務に係る経費等一切を含む。）とする。
なお、記入に当たって、入札者は、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため。）。
 - 3 金額の訂正をしないこと。
 - 4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
 - 5 ()内は、代理人が入札するときに使用すること。
 - 6 用紙は、A4判とする。
 - 7 電子くじ番号は任意の3桁の番号を記載すること。

委任状

私は、
を代理人と定め、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長の発注する「令和8年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務」に係る入札に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

（注意）用紙はA4判とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

紙入札による申出書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

電子入札対象案件における紙入札方式での参加について

下記の入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

令和8年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

××××のため

3. 今後の入札において、電子調達システムを利用する予定はあるか

☐ ある 時期：令和○年○月頃
☐ ない 理由：○○○○のため

4. 担当者の連絡先

氏 名：
会 社 住 所：
部 署：
電 話 番 号：
E - m a i l：

紙契約方式による申出書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

電子契約対象案件における紙契約手続きについて

下記の入札案件について、落札した場合には、電子調達システムを利用しての契約手続きができないため、紙媒体により契約手続きを行うことを申し出ます。

記

1. 入札案件名

令和8年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務

2. 電子調達システムでの契約ができない理由

××××のため

3. 今後の契約において、電子調達システムを利用する予定はあるか

- ☐ ある 時期：令和〇年〇月頃
☐ ない 理由：〇〇〇〇のため

4. 担当者の連絡先

氏 名：
会 社 住 所：
部 署：
電 話 番 号：
E - m a i l：